

(2)付加指数表

内容	指数	付加
前年度以前から当該施設に入所中の場合	10	
町内の小規模保育施設を利用している児童が年齢到達により当該施設を変更(卒園)しなければならない場合	10	
保護者の育児休業取得により、退所した児童が育児休業明けに再入園を希望する場合 ※1	8	
兄弟姉妹が利用中の保育施設の利用を希望する場合	7	
兄弟姉妹で同保育施設の利用を希望する場合	3	
ひとり親世帯	6	
ひとり親世帯に準ずるもの(父母のいずれかが単身赴任、海外勤務等により長期不在かつ同居親族なしの場合)	3	
生活保護受給世帯で、保育実施により就労が見込まれる場合	2	
保護者のいずれかが保育所等で保育業務にあたる場合(採用予定者含む)	2	
保育所ではなく、幼稚園の保育で足りうる場合	-5	
清水町外在住者(転入予定者、里帰り出産を除く)	-10	
当該児童を20歳以上65歳未満の同居の親族に求職中等の理由で預けることが可能な場合	-10	
在園児、卒園児である兄弟姉妹、又は当該児童に係る保育料が保育の利用申込締切日現在、正当な理由なく2ヶ月以上滞納されている場合	-15	

<付加指数表の取扱い>

- 1.付加指数表の基準日は、特に定めのある場合を除き、利用開始希望日とする。
- 2.指数の付加は複数項目においてを認定する。しかし、世帯内に同項目の該当者が複数いる場合は、指数を重ねて適用しない。
- 3.その他、保育が必要と認められる場合は、利用調整会議にて指数を認定する。

<注釈>

※1.育児休業取得により、退所した児童の弟、妹が同時に入園を希望する場合も加算対象とする。

基本指数		+	付加指数		=	合計指数

(2)優先順位表

内容	優先順位	該当
清水町在住者(転入予定者含む)	1	
前年度以前から当該施設に入所中の場合	2	
町内の小規模保育施設を利用している児童が年齢到達により当該施設を変更(卒園)しなければならない場合	3	
虐待・DV等により社会的養護が必要な世帯	4	
保護者不存在	5	
保護者の育児休業取得により、退所した児童が育児休業明けに再入園を希望する場合 付加指数表の※1	6	
兄弟姉妹が利用中の保育施設の利用を希望する場合	7	
ひとり親世帯又はひとり親世帯に準ずるもの	8	
基本指数の高い世帯	9	
利用申込み事由により、次の順で優先する。 (1)疾病 (2)障がい (3)災害復旧 (4)基本指数20の親族の看護・介護 (5)就労 (6)就学 (7) (4)以外の看護・介護 (8)妊娠・出産 (9)求職活動中 (10)上記以外のもの	10	
未就学児童の多い世帯	11	
付加指数の合計の高い世帯	12	
利用開始希望日現在の利用者負担額算定に使用する町民税所得割額の合計額が低い世帯	13	

<優先順位表の取扱い>

- 1.優先順位表の基準日は、特に定めのある場合を除き、利用開始希望日とする。
- 2.合計指数が同指数である場合に使用し、優先順位の高い世帯を入所対象とする。
- 3.優先順位表で決定しない場合は、利用調整会議にて世帯の状況等を総合的に考慮して決定する。